

平成 24 年 9 月
東京税関業務部

関係各位

「毒物及び劇物指定令」の一部改正について

毒物及び劇物取締法は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としております。

具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売（譲渡）の際の手続、盜難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないよう規制を行っているところですが、今般、「毒物及び劇物指定令」の一部が以下のとおり改正されましたので、お知らせします。

I. 公布日：平成 24 年 9 月 20 日

施行日：平成 24 年 9 月 20 日（別紙 1：官報第 5889 号）

1. ゲルマニウム、セレン及び砒素からなるガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤を毒物の指定から除外
2. 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤を劇物の指定から除外

II. 公布日：平成 24 年 9 月 21 日

施行日：平成 24 年 10 月 1 日（別紙 2：官報第 5890 号）

1. 次に掲げる物を「毒物」に指定
 - (1) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
 - (2) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤
(2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン 50% 以下を含有するものを除く。)
 - (3) 1, 1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
 - (4) トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
 - (5) ヘキササス（ β , β -ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤
2. 次に掲げる物を「劇物」に指定
 - (1) 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
 - (2) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン 50% 以下を含有する製剤
 - (3) 2, 3-ジブロモプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤
 - (4) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
 - (5) 2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

※ 毒物及び劇物は、法律で指定されているもの及び厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の答申を基に政令で指定されているものがあり、同審議会の毒物劇物部会において、毒物劇物の指定や運搬等の基準の見直しが行われております。

- 指定令改正に関する問い合わせ先： 厚生労働省医薬食品局審査管理課
(電話：03-3595-2298)

通関総括第 2 部門（電話：03-3599-6338）

<p>③申請者又は申請者の子法人事と出資関係のある者(①及び②に該当する者に限る。)内</p>		<p>毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のよう改定する。 別表第一製物の項第十一号の九(145を(1)とし、(123)から(44)までを(124)から(1)までとし、(122)の次に次のよう記入する。</p>																									
<p>計</p>																											
<p>(2) 上記の投下する資本金の用途としての工場・建物・設備への投資予定の有無</p>		<p>□有 □無</p>																									
<p>4 統括事業に係る雇用計画(該当する法人のみ)</p>																											
<p>(1) 統括事業に係る従業員の数(見込み)</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(初年度) (年月期)</th> <th>(2年目) (年月期)</th> <th>(3年目) (年月期)</th> <th>(4年目) (年月期)</th> <th>(5年目) (年月期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員のうち我が國に居住する者の数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員総数 従業員のうち我が國に居住する者の数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(初年度) (年月期)	(2年目) (年月期)	(3年目) (年月期)	(4年目) (年月期)	(5年目) (年月期)	従業員数						従業員のうち我が國に居住する者の数						従業員総数 従業員のうち我が國に居住する者の数							
	(初年度) (年月期)	(2年目) (年月期)	(3年目) (年月期)	(4年目) (年月期)	(5年目) (年月期)																						
従業員数																											
従業員のうち我が國に居住する者の数																											
従業員総数 従業員のうち我が國に居住する者の数																											
<p>5 資金調査</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調達方法</th> <th>資金の借入れ</th> <th>自己資金</th> <th>その他</th> <th>合計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所要額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		調達方法	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考	費用						所要額						<p>(単位: 百万円)</p>							
調達方法	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考																						
費用																											
所要額																											

注 「資金の借入れ」には金融機関等からの借りによる調達額を、「その他」には、出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名前及び金額を示しつつ記載すること。
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 判とする。

この府令は、公布の日から施行する。

細

印

○厚生労働省令第三百三十九号
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十九号)第四條の二第一項の規定に基いて、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のよう定める。
平成二十四年九月二十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のよう改定する。

別表第一製物の項第十一号の九(145を(1)とし、(123)から(44)までを(124)から(1)までとし、(122)の次に次のよう記入する。

(123) ハーフロードー(1)ークロロソルガハー(1)ーイル)ー2ー[田ーントノー(1)ー(メチルカルバモイル)トヨリル]ー1Hー(ラブールー五ーカルボキサミド(別名シナムルコロード)及びこれを含むる製品

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三百三十九号

建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第百四十九号)の施行に伴い、並びに建築基準法(昭和二十五年法律第三百一号)第六条第十五項(同法第八十七条规定の項において準用する場合を含む)、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の五第六項、第八十六条の八第一項及び第九十三条の二、都市再生特別措置法(平成二十四年法律第二十二号)第八十二条並びに津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百三十九号)第九十七条の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十日

国土交通大臣 羽田雄一郎

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

第一条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項の表二の項中「(改訂)」を削り、同表二(十四)の項中

敷地面積求積図

各階平面図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分の寸法及び算式	敷地面積求積図
各階平面図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分の位置 の寸法及び算式	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

に改め、同表二(十四)の項中「(改訂)」を「(第一号、第二号、第三号イ若しくはロ又は第四号)」に改め、「内容」を削り、「自動車庫等の用途に供しない」を「自動車庫等部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の」に「自動車庫等の用途に供する部分」を「自動車庫等部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分」に改める。

区 分	定 員	備 考
本 省	一、五三七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原 子 力 規 制 委 員 会	四七三人	事務局の職員の定員とする。
合 计	一一〇一〇人	

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
○厚生労働省令第四百三十一部
青物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の二第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
別表第一毒物の項第九号及び第十号を次のように改める。
九二・三一ジシアノー・四一ジチアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する剤剤。ただし、二・三一ジシアノー・四一ジチアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。
十 削除
別表第一毒物の項第十号及び第一十号の二を次のように改める。
二十九 キサキス(β-ジメチルフェニチル)ジスタンノキサン(別名酸化フェンオタスベ)及びこれを含有する製剤
二十九 キサクロルキサビドロメタノベンゾジオキサチエビンオキサイム及びこれを含有する
の製剤
別表第一毒物の項第十一号の九中(9)を削り、(80)を(79)と、(81)から(146)までを(80)から(145)までとする。
五十二 メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤
五十三から五十八の三まで 削除
別表第一毒物の項第六十一号を次のように改める。
六十一 沢アメチル及びこれを含有する製剤
附 則
この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○環境省令第二十八条
原子弹力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行に伴い、環境省定員規則を次のよう規定する。
平成二十四年九月二十一日
環境大臣 錦野 繁樹

(本省及び原子力規制委員会の定員)

(環境省定員規則)

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3